

山口県報

平成 20 年
3 月 11 日
(火曜日)

目 次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	三
道路の位置の指定(建築指導課)	三
公告	三
大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課)	三
土地改良区役員届出(農村整備課)	四
土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)	四
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
選管告示	五
不在者投票のできる老人ホームの指定	六
不在者投票のできる保護施設の指定	六
不在者投票のできる保護施設の指定に関する告示の一部改正	六
雑報	六
争議行為の通知(二件)	七

山口県告示第百三三号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年三月十一日から同月三十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社仁保庵
住 所 山口市仁保中郷一八五一番地の一
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社仁保庵
所在地 山口市仁保中郷一八五一番地の一
 - 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第十七号の豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
 - 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項 目		構 造	使 用 の 方 法
	変更後	変更前		
(一七基)	変更後	九〇	(既 設)	断 続 五 時 間 時 日の 使用 間 隔 概 變 動 的 要 求
	変更前	二〇〇		
(二七基)	変更後	〃	(既 設)	〃
	変更前	〃		

備考 「一七」とは、水質汚濁防止法施行令別表第十七号の豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設をいう。

種 類	項 目				汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値																										
	処理後		処理前		水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		動植物油脂類 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐 ² (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m ³)														
	変更後	変更前	変更後	変更前	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最															
活性汚泥処理施設	変更後	変更前	変更後	変更前	"	六・八	"	六・二	"	七・五	六・八	"	一一・六	"	二・三	"	〇・九	"	二	"	"	"	九・三	"	二	"	〇・四	"	〇・六	一六〇	二〇〇
					"	六・二	"	六・二	"	六・五	六・八	"	一、三三〇	"	一、五三〇	"	一、二三四	"	一、五九〇	"	検出せず	"	一九〇・三	"	二八五	"	二六	"	四六	一〇〇	二〇〇
					"	六・二	"	六・二	"	六・九	六・二	"	一、三三〇	"	一、五三〇	"	一、二三四	"	一、五九〇	"	検出せず	"	一九〇・三	"	二八五	"	二六	"	四六	一〇〇	二〇〇
					"	六・二	"	六・二	"	六・九	六・二	"	一、三三〇	"	一、五三〇	"	一、二三四	"	一、五九〇	"	検出せず	"	一九〇・三	"	二八五	"	二六	"	四六	一〇〇	二〇〇

(四) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たり の使用時間	概 季節的変動の 要	工 事着手予定 年月日	工 事完成予定 年月日	使用開始 予定 年月日
活性汚泥処理施設	"	鉄筋コンクリー ト製	二〇〇	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	平成二〇、 四、一	平成二〇、 四、一〇	平成二〇、 四、一〇
	"		二二五					(既)		

(三) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項 目				汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値																									
	変更後		変更前		水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐 ² (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m ³)															
	変更後	変更前	変更後	変更前	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最																
(一七) 基	変更後	変更前	"	七・五	"	八・五	"	七・五	"	一、六〇〇	"	二、一〇〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二二	三〇
			"	七・五	"	八・五	"	七・五	"	一、六〇〇	"	二、一〇〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一〇	一四
(二七) 基	変更後	変更前	"	六・二	"	六・五	"	六・六	"	三、〇〇〇	"	三、五〇〇	"	一、五〇〇	"	二、〇〇〇	"	二、〇〇〇	"	二五〇	"	三〇〇	"	四〇	"	五〇	三〇	四〇	一〇四	四〇
			"	六・二	"	六・五	"	六・六	"	三、〇〇〇	"	三、五〇〇	"	一、五〇〇	"	二、〇〇〇	"	二、〇〇〇	"	二五〇	"	三〇〇	"	四〇	"	五〇	三〇	四〇	一〇四	四〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水口	項目		排水水の汚染状態の値	排水水の一日当たりの量 (m ³)
		変更後	変更前		
No. 1 排水口	排水口	"	"	水素イオン濃度 (水素指数)	排出水の一日当たりの量 (m ³)
				化学的酸素要求量 (mg/l)	常
				浮遊物質 (mg/l)	大
				動物油脂類 (mg/l)	大
				窒素 (mg/l)	大
				リン (mg/l)	大
				常	常
				大	大
				大	大
				大	大

山口県告示第百四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十年三月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
安田上(1)地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
周南市	安田	安田市	六三七の七	一号
"	"	宗次	二二七の一	二号
"	"	"	二二七の一	三号
"	"	"	二二七の一	四号
"	"	"	二二七の一	五号
"	"	"	二二七の一	六号
"	"	"	二二七の一	七号

山口県告示第百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市大字西豊井字殿ヶ浴六一八の一八及び六一八の一八地先	四・〇～四・五	二六・五	一一三・二七



(一〇二) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年三月十一日から同年七月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年三月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 丸久厚狭店
 所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
 三 変更に係る事項の概要
 代表者の氏名 藏澄 均

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
駐車場の収容台数	二九五台	二七七台	
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	株式会社丸久 午後八時	午後二時	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午後八時一五分から午後九時一五分まで	午後九時一五分から午後十一時一五分まで	

四 届出年月日
 平成二十年二月二十九日
 五 変更年月日
 平成二十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 丸久厚狭店
 所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
 三 変更に係る事項の概要
 代表者の氏名 藏澄 均

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	四、五六四平方メートル	四、七三七平方メートル
届出年月日	平成二十年二月二十九日	

五 変更年月日
 平成二十年十一月一日

(一〇三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年三月十一日 山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員	土地改良区の名	理事の別	氏 名	住 所
厚狭郡山陽町厚狭寝太郎壇土地改良区	理事	津野 薫	山陽小野田市大字郡一九八五の三	
河村 昭	三	大字鴨庄二四四		
吉本 正夫	三	大字山野井二四九の一		
野村 栄三	三	大字鴨庄八六四の一		
伊藤 弘	三	大字山川二四三		
高畑 憲二	三	二二七九の五		
中村 勤	三	六七一		
山本 博	三	二七九の一		
西村 一英	三	大字郡一四六一の四		
笹尾新太郎	三	大字厚狭五〇の三		
玉川 巖	三	大字山川一三九八の一		
縄田 武顕	三	大字鴨庄五九七の一		
中野 敬治	三	大字郡二一〇〇		
藤井 貢治	三	一五一〇の一		
野村 好弘	三	大字厚狭五一〇		
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	中谷 健治	大字鴨庄一〇八七	
長谷川鉄男	三	目 壽輝	大字厚狭五一七八の一	
今橋 正一	三	五九八五の一		
	三	五七五八の一		

土地改良区名称	理事の別	氏名	住	所
厚狭郡山陽町厚狭寝太郎壇土地改良区	理事	津野 薫	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字鴨庄二四四
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	河村 昭	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字鴨庄二四四
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	吉本 正夫	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字山野井二四九の一
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	伊藤 鷹雄	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字鴨庄四〇七の二
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	伊藤 弘	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字山川二四三
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	藤本 利美	山陽小野田市大字郡一九八五の三	一三九〇の二
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	中村 勤	山陽小野田市大字郡一九八五の三	六七一
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	山本 博	山陽小野田市大字郡一九八五の三	二七九の一
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	西村 一英	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字郡一四六一の四
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	山本 雄治	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字厚狭一一三
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	玉川 巖	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字山川一三九八の一
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	國沢賢之進	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字埴生二一一五
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	伊藤 博彦	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字厚狭二二の二
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	縄田 武顕	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字鴨庄五九七の一
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	中野 敬治	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字郡二一〇〇
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	藤井 貢治	山陽小野田市大字郡一九八五の三	一五一〇の一
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	野村 好弘	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字厚狭五一〇
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	目 壽輝	山陽小野田市大字郡一九八五の三	五九八五の一
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	長谷川鉄男	山陽小野田市大字郡一九八五の三	五二七八の一
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	仲田 伸一	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字鴨庄一一四二
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	理事	中谷 正夫	山陽小野田市大字郡一九八五の三	一三七〇の五

二 退任した役員

氏名	住	所
仲田 伸一	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字鴨庄一一四二
中谷 正夫	山陽小野田市大字郡一九八五の三	一三七〇の五
田中 義明	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字厚狭五三二四
小林 博光	山陽小野田市大字郡一九八五の三	六〇〇九
長谷川昭一	山陽小野田市大字郡一九八五の三	五二六二
村田 榮一	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字鴨庄一九五の一
福江 俊夫	山陽小野田市大字郡一九八五の三	大字厚狭五八二九

(一〇四) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年三月十一日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容
市町名 施行地区
萩市 むつみ地区
事業の種類
用排水施設の改修

二 縦覧の期間
平成二十年三月十二日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(一〇五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年三月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字下田布施字中浜及び字風呂ノ本
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字下田布施二〇九番地の一
大晃機械工業株式会社

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字下田布施字石迫
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字波野二一六一番地の一
有限会社サンエイ



山口県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
軽費老人ホーム（ケアハウス）フロイデ彦島		下関市彦島西山町三丁目二番一号			平成一八、一〇、一六				
特別養護老人ホーム四季の里		柳井市日積三二二〇の五			平成一七、一一、一八				

山口県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる保護施設を次のとおり指定した。

平成二十年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
救護施設石城苑		光市大字塩田一三八二の四			平成一七、一二、一九				

山口県選挙管理委員会告示第十八号

不在者投票のできる保護施設の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「光市立石城苑 光市大字塩田一三八二の四 〃 〃 〃」を
削る。



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口県民主医療機関連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十年三月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

- (一) 賃金引上げの要求に関する件
- (二) 増員の要求に関する件
- (三) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十年三月十三日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

医療生活協同組合健文会宇部協立病院、医療生活協同組合健文会生協上宇部クリニック、医療生活協同組合健文会小野田診療所、医療生活協同組合健文会協立歯科診療所、医療生活協同組合健文会虹の訪問看護ステーション、医療生活協同組合健文会ヘルパーステーションはばたき又は医療生活協同組合健文会宇部協立病院在宅介護支援センターにおいて山口県民主医療機関連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十年三月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

- (一) 労働条件の改善の要求に関する件
- (二) 増員の要求に関する件
- (三) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十年三月十四日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十年三月十一日
印刷発行

発行
行人所

山口
山口
県知事
庁

定価一箇月
金二千七百円（送料共）